

スペシャル 301 条、USTR がウクライナの警戒レベルを引き下げ

2006 年 1 月 24 日
JETRO NY 澤井、中山

USTR は 1 月 23 日付けで、ウクライナのスペシャル 301 条に基づく「優先国」(Priority Foreign Country) 指定を「優先監視国」(Priority Watch List) に引き下げる予定であることを発表¹。これにより、同国への一般特惠関税制度(GSP)³の適用も再度実施されることとなる。知的財産保護が不十分な国として、最警戒レベルたる「優先国」に唯一あったウクライナのレベル引き下げにより、2005 年のスペシャル 301 条レポート上の「優先国」指定国はなくなる模様。

ウクライナは欧州で最大の海賊版光ディスク(CD、DVD 等)の製造及び輸出国である等 IPR 保護に大きな懸念があったことから、2001 年にスペシャル 301 条の「優先国」に指定とされるとともに GPS の適用が撤回された。また、2002 年からは年間 7500 万ドルの関税制裁措置が取られてきた⁴。

今般の指定レベルの引き下げと GSP の適用は、昨年 of 法改正を伴ったライセンス体制や海賊版光ディスクに対するエンフォースメントの強化等によって IPR 保護が改善されたと USTR が評価した結果によるもの。

また、本日付プレスリリースによれば、USTR はパキスタンに対する IPR 保護のレビューが終了したことを発表。本レビューは国際知的財産同盟(IIPA)の要請により 2001 年

¹ 1974 年米国通商法 182 条に基づき、IPR 保護の不十分な国を優先監視し、USTR が外国貿易障壁報告書(NTE レポート)提出後 30 日以内に作成する報告書(スペシャル 301 条レポート)において警戒国及びそのレベルを指定する。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続が進められる。なお、優先国の撤回はいつでも行うことができるが、定期報告において米国議会への説明が必要。

² USTR は例年のように、2006 年のスペシャル 301 条レポートにおける指定国特定の材料として、フェデラルレジスター(官報)にパブリックコメント募集の情報を掲載。提出期限は 2 月 13 日まで。

³ 開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度。

⁴ ウクライナでは IPR 保護を改善するための法改正が行われ、USTR は昨年 8 月 31 日に関税制裁を解除した。

http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2005/August/USTR_Lifts_Tariff_Sanctions_Against_Ukraine,_Announces_Out-of-Cycle_Review.html

に開始されたものであるが、同国の IPR 保護が改善されたことを理由に IIPA が調査の終了を勧告していた。

< 参考 >

- ・ 1月23日付 USTR プレスリリース(ウクライナ関係)
http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2006/January/USTR_Reinstates_Generalized_System_of_Preferences_Benefits_for_Ukraine.html
- ・ 1月24日付 USTR プレスリリース(パキスタン関係)
http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2006/January/USTR_Ends_Review_of_Pakistan's_Protection_of_Intellectual_Property_Rights.html

(了)